

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

平成28年11月29日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分事項の報告について（愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 議案第53号 愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第54号 愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第56号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第57号 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第58号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第59号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第60号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第61号 愛西市中央図書館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第62号 東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第63号 西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第64号 諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第65号 平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第66号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第67号 平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第68号 平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第69号 平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 請願第 1 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について
- 日程第24 請願第 2 号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について

- 日程第25 請願第3号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第26 請願第4号 年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について
- 日程第27 請願第5号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について
- 日程第28 請願第6号 後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について
- 日程第29 諮問第4号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第5号 愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（20名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
5番	竹村仁司君	6番	高松幸雄君
7番	山岡幹雄君	8番	大野則男君
9番	加藤敏彦君	10番	真野和久君
11番	河合克平君	12番	島田浩君
13番	杉村義仁君	14番	鬼頭勝治君
15番	鷺野聡明君	16番	八木一君
17番	石崎たか子君	18番	堀田清君
19番	大島功君	20番	大宮吉満君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	村津友章君
総務部長	佐藤信男君	企画政策部長	山内幸夫君
産業建設部長	恒川美広君	教育部長	石黒貞明君
市民協働部長	猪飼明君	上下水道部長	横井一夫君
消防長	足立信夫君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水谷辰也君

子育て支援  
プロジェクト  
担当部長兼  
児童福祉課長

伊藤辰明君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長	佐藤敏彦	議事課長	加納敏夫
書記	服部芳樹	書記	服部陽介

---

午前10時00分 開会

○議長（大島一郎君）

じゃあ皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで報告をいたします。本定例会開会前に、報道機関より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、申し出を行った報道機関に限り撮影を許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大島一郎君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番・山岡幹雄議員、8番・大野則男議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月27日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月27日に、正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日11月29日から12月22日までの24日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月22日までの24日間といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月22日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の真野和久議員、お願いいたします。

○10番（真野和久君）

それでは、海部地区水防事務組合議会の報告を行います。

平成28年10月14日金曜日、日光川水防センターにおきまして平成28年第2回定例会が開催されました。

付議事件とその審議結果については、最初に、副議長選挙については、私、真野和久が選出されました。

議案第4号：海部地区水防事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

認定第1号：平成27年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額2,886万6,613円、歳出総額2,597万2,503円、差し引き残額289万4,110円で、これについても全員賛成で認定はされました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の吉川三津子議員、お願いいたします。

○2番（吉川三津子君）

それでは、海部地区環境事務組合の議会の報告をさせていただきます。

平成28年11月22日、海部地区環境事務組合の新開センターのほうで議会のほうは開催されました。その前の18日に決算議案の説明会もございました。そういった中での質問と答弁も含めて御報告を申し上げます。

最初に付議事件といたしまして、認定第1号：平成27年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について審議がされました。歳入総額33億7,653万9,638円、歳出総額33億973万1,117円で、残額差し引き6,680万8,521円となっております。

ここの中でどのような質問があったかということなのですが、この財政規模に対して財政調整基金が13億6,352万6,349円となっていることに対し、多すぎるという意見、そしてたくさんあってもよいのではないかという意見があり、質問もございました。組合側のほうの答弁といたしましては、退職金共済に入っていないので5億円から6億円が退職金の準備として必要であること。そして、破碎設備での火災等の事故に備えてこれくらいの金額は持っていたいとの答弁がございました。

それから人件費の減少、そして職員数の減少の理由についての質問がありました。それに対

して組合側のほうからは、年齢の高い人が退職し、若い人にかわったことにより、人件費が削減されている。また、職員数が減っていることに対しては、職員の公募をしてもなかなか集まらず人材派遣会社から来てもらっている状況であるとの説明がありました。

それから、灰溶融炉を稼働しなくなったの財政的メリットはという質問に対して、組合側は、売電額の増加も含め5億円ほどのメリットが出ているとの説明がありました。それから灰溶融炉の廃止について、今後どうするのかという質問に対しては、廃止をしたいと準備をしたが、一部を利用しているので法的に認められず、そのままになっているとの答弁がありました。

それから、焼却灰の最終処分の委託費がトン当たり2万円弱から3万円を超えるといった幅がある。業者選択と単価決定はどうしているのかの質問に対して、受けていただけたところに随意契約で受けていただいている。委託業者は、職員が尾張十組合の集まりなどで情報を得て委託をしているのが現状であるという説明がございました。

それから、三菱重工談合問題で裁判に勝ち、三菱重工から戻ってきたお金は現在どうなっているかの質問に対して、約20億円戻ってきており、国への補助金返還が5億円ほどあり、15億円くらいの収入となったが、その後の修理等に使い、現在は使い果たしている状況であるとのことでした。また、現在三菱重工関係の会社に対して、どれくらいの委託を出しているのか、金額の適正判断はどうしているかの質問に対し、修繕事業においては、決算額約9,754万円に対し、三菱重工系に対しては3,162万円の委託を出しており、32%程度であること。それから委託事業に関しては、決算額5億7,022万円、約ですけれども、そのうち2億7,635万円の委託を出しており、48%が三菱重工系の会社委託をしているということでした。また、工事委託に関しては、決算額5億3,735万円のうち4億8,660万円を三菱重工系の会社委託をかけており、約91%の委託を出しているとのことでした。

また、この適正判断に関しては国に基準があるので、それをもとに判断をしているという答弁がございました。

また、今、第1期の基幹工事を行っておりますが、今後第2期の基幹工事も予定されており、多額の費用が発生すると見込まれていること。こういった費用が自治体の負担増にならないよう努力するとの説明がありました。こちらの決算に関しては全員賛成で可決されました。

次に、議案第15号に関して、海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、全員賛成で可決されました。

議案第16号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましても、賛成討論、反対討論もなく、全員賛成で可決されました。

議案第17号：平成28年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算に関してですが、こちらのほうはいろんな事業での余剰金、余った金額の補正が主でありました。一つ基幹工事をしていりながら新たに施設のふぐあいが見つかり、補正がかかった程度で、現在、現状の工事等を終え、余剰金の整理ということの補正となっております。こちらについても全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

次に、議長より報告いたします。

監査委員より、平成28年7月から平成28年9月までに關する出納検査についての検査報告がありましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

また、陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧のとおり、所管の委員会へ送付いたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成28年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、新聞報道もなされました保育園に対する補助金の算定誤りにつきまして、議員各位並びに市民の皆様方には大変御心配をおかけいたしました。この算定誤りにつきましては、国の会計検査において判明したものであり、市の担当者が基準の解釈を勘違いしたことが原因でございます。国・県への補助金の返還につきましては、平成28年度、平成29年度の2年間で返還していくものでございます。今後につきましては、要綱等の確認を十分にすることはもちろんのことでございますけれども、複数の職員でのチェック体制によりの確適正な業務遂行をしておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、10月、11月には、市内各所におきましてさまざまなイベント行事等が開催をされ、議員各位におかれましても公務大変お忙しい中、御参加をいただきましてまことにありがとうございました。

10月29日には、第31回国民文化祭・あいち2016が開幕をいたしました。この国民文化祭は、各種の文化活動を全国的規模で発表、交流することで国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術・文化の創造を促すことを狙いとした祭典でございます。

そのイベントの一環といたしまして、愛西市におきましても10月31日、11月1日の両日に、愛西市文化祭が実施されました。ことしは愛西市を彩る文化・芸術の再発見をテーマといたしまして数々の芸能発表、作品展示がされ、文化会ホールで行われました特別音楽会では、多くの来場者がすばらしい歌声に耳を傾けられました。

また、佐織公民館ホールでは、尾張津島天王祭、ユネスコ無形文化遺産登録啓発イベントといたしまして「世界へ漕ぎ出せ！市江車」を開催し、尾張津島天王祭と市江車についての研究

報告や市江奏楽団の演奏が行われました。

尾張津島天王祭につきましては、国において山、鉦、屋台行事としてユネスコ無形文化遺産登録が提案をされており、さる10月30日に記載の勧告をなされ、11月28日から12月2日、エチオピアで開催をされております第11回政府間委員会におきまして最終決定がなされる予定でございます。尾張津島天王祭の朝祭において重要な役割を果たす市江車を育んだ愛西市として、大変誇らしく思っているところでございます。

また、11月20日には、大阪城ホールで開催をされました第29回全国マーチングコンテストにおきまして佐織中学校の吹奏楽部が出場いたしました。県大会、東海大会を優秀な成績で勝ち抜かれ全国大会出場の切符を手に入れられたわけですが、それは生徒の皆さんのたゆまぬ努力と、それを温かく見守った保護者の皆様、地域の皆様方、そして熱心に御指導いただいた先生の成果でありますと共に、全国大会を経験することでさらに成長していただいたのではないかというふうに思っております。

また、ことしの7月から工事を進めておりました佐織支所整備工事につきましては、第1期工事の庁舎増築及び改修工事が完了し、12月5日月曜日から新たな新庁舎で業務を開始する運びとなりました。今後につきましては、旧庁舎の取り壊しを年度内に完了する予定で工事を進めてまいります。駐車スペースが限られる状況が年度いっぱい続き、引き続き議員各位並びに市民の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、何とぞ御理解、御協力をいただきたいというふうに思っております。

さて、最近の経済状況につきましては、依然として大変厳しい状況下にありまして、地方財政に対する影響はまだまだ不透明なままで、市の歳入の根幹をなす市税収入は引き続き低調に推移することが予想されます。こうした大変厳しい状況にある中、平成29年度予算につきましては、本年度に引き続きまして必要性、有効性、優先性、効率性の観点から、先例にとらわれることなく積極的に現事業の再確認、検証、見直しを進め、予算編成に当たるよう各部局に指示をし、現在編成作業を進めさせていただいております。

また、平成29年度からは、公共施設の使用料につきまして見直し方針に沿った改正をお願いするところでございます。各施設を利用させていただいております市民の皆様方や、各種団体の皆様方におきましては、大変御迷惑をおかけするところでございますけれども、何とぞ御理解、御協力をお願いするとともに、今後につきましてもさまざまな面で努力してまいります。

今後につきましては、現状の把握と将来の見通しを確実にしながら、持続可能な愛西づくりのため各種作業を進めてまいりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力をいただきたいというふうに思っております。

さて、今議会に提案を申し上げる議案につきましては、専決処分の報告が1件、条例の制定1件、条例の一部改正7件、指定管理者の指定4件、補正予算5件、人事案件2件の計20件でございます。御承知のとおり、さる11月7日に特別職報酬等審議会から受けました答申によりまして、特別職の給料月額改正につきましても今回お願いをしておりますし、先ほど御説明を申し上げました補助金の算定誤りに係る国・県への補助金返還金につきましても補正予算を

計上させていただいております。

なお、人事案件につきましては、本日御審議をいただきたいというふうに思っております。

なお、各議案の内容につきましては、この後担当より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・報告第6号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・報告第6号：専決処分事項の報告について（愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

報告第6号について御説明をさせていただきます。

報告第6号：専決処分事項の報告について（愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例）。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、条例の改正について専決処分をしたので、報告する必要があるからでございます。

次ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

専決第2号、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をする。平成28年11月4日専決、市長名でございます。

次ページをお願いいたします。

愛西市条例第27号：愛西市職員定数条例及び愛西市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条で、農業委員会の職員定数について、第2条では、農業委員会の報告、調査等について、法の改正による条ずれに伴い、改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日からの施行でございます。

以上で報告第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第53号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

御苦労さまです。

次に、日程第6・議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号：愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としましては、この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるからである。

それでは1枚おめくりいただきまして、愛西市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例でございます。

各条文の内容について御説明申し上げます。

第1条では、農業委員の定数を15人と定めております。農業委員の選出方法につきましては、農業団体等からの推薦を求めるとともに、公募を実施し、市議会で同意を得た上で市長が任命することになります。

第2条では、新たに設けました農地利用最適化推進委員の定数を30人と定めております。農地利用最適化推進委員の選出方法につきましては、農業委員会が地域の農業団体等に推薦を求めると共に、公募を実施し、農業委員会が委嘱することになります。

附則の第1項としまして、この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項としまして、この条例の制定により、今の愛西市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定条例を廃止するものでございます。

附則の第3項としまして、愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、下記の別表中の農業委員会の欄に次ページのとおり農地利用最適化推進委員の月額1万9,500円を追加し、改める内容でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第54号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

御苦労さまでした。

次に、日程第7・議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、議案第54号：愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

愛西市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正をする必要があるからであります。

資料の新旧対照表の1ページをごらんください。

第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定めており、選挙運動用自動車は借入契約するである場合に、1台に限り1日に支払う金額が「1万5,300円」から「1万5,800円」に上限額が改正されるものでございます。

2ページをごらんください。

選挙運動用自動車に供給した燃料の代金が「7,350円」から「7,560円」に改正されるものです。

続きまして、第8条では、ビラ作成の公費負担額及び支払い手続を定めており、選挙運動用ビラの作成の公費負担額が1枚当たり「7円30銭」から「7円51銭」に改正されるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めており、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価が「510円48銭」から「525円6銭」に改正されるものです。また、選挙運動用ポスター作成における加算額が「30万1,875円」から「31万500円」に改正されるものです。

条例本文のほうに戻っていただきまして、附則として施行期日でございますが、この条例は、平成29年1月1日からでございます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第8・議案第55号（提案説明）

### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは御説明をさせていただきます。

議案第55号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の給与月額及び期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第1条、愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

1号給、2号給、1,000円の増額でございます。

第9条第2項中、期末手当の率を「100分の157.5」から「100分の167.5」に改め、第2条につきましては、期末手当の率を6月、12月それぞれ「100分の167.5」を「100分の162.5」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第56号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第56号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員の期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

第1条、愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございます。人事院勧告によりまして、期末手当の率を「100分の165」を「100分の175」にするものでございます。

第2条につきましては、期末手当の率を6月期にあっては「100分の150」を「100分の155」に、12月にあっては「100分の175」を「100分の170」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第57号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

御説明をさせていただきます。

議案第57号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告及び平成28年11月7日の特別職報酬等審議会の答申を鑑み、市長、副市長及び教育長の期末手当及び給料月額を改定することに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、別添、議案第57号資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページ、第1条関係につきましては、愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。人事院勧告によりまして、期末手当の率を「100分の165」を「100分の175」にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

同じく第1条関係で、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。同じように期末手当の率を「100分の165」を「100分の175」に改正するものでございます。

3ページにつきましては、第2条関係で、期末手当の率を6月にあっては「100分の150」を「100分の155」に、12月にあっては「100分の175」を「100分の170」に改正をし、給料月額を、市長にあっては「92万4,000円」を「93万1,000円」に、副市長にあっては「76万4,000円」を「77万円」に改正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3条関係で、愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。教育長の給料月額を「66万7,000円」を「67万2,000円」に改定し、期末手当の率を6月にあっては「100分の150」を「100分の155」に、12月にあっては「100分の175」を「100分の170」に改正するものでございます。

本文附則へお戻りをいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例中第1条の規定は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第58号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画政策部長（山内幸夫君）

内容の説明に入ります前におわびを申し上げたいと思います。

議案第58号、資料3で訂正がございます。資料3の人事院勧告に伴う影響額について、一般職員の括弧の2つ目でございますが、勤勉手当の改正中3行目で、影響額1万9,670円となっておりますが、単位で1,000円が抜けておりまして1,967万円への訂正をお願いしたいと思ひます。大変申しわけございません。

それでは御説明をさせていただきます。

議案第58号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日に出席された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当を改定することに伴い、所要の措置を講ずる必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第58号、資料の2、愛西市職員の給与に関する条例の一部改正の概要で説明をさせていただきたいと思ひます。

第11条第1項第1号、初任給調整手当の改正についてでございますが、医療職給料表の改定状況を勘案し、医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員補充が困難と認められる職に対する上限額の引き上げを行うものでございます。

続きまして、第21条第2項第1号、一般職員の勤勉手当の改正でございます。1.6月分を1.7月分と0.1月分を引き上げるものでございます。29年度からは、6月期の勤勉手当が0.85カ月、12月の勤勉手当も同じく0.85カ月とするものでございます。

第21条第2項第2号は、再任用職員の勤勉手当の改正でございます。0.75月分を0.8月分と、0.05月分引き上げるものでございます。こちらも29年度からは、6月期が0.4カ月、12月期も同じく0.4カ月に改正をするものでございます。

2ページをごらんください。

別表第1、別表第2及び別表第3の給料月額の改正でございますが、行政職給料表で、平均改定率につきましては0.2%の増加でございます。

次に、扶養手当の改正でございます。平成29年度から段階的に改正するもので、配偶者に係る手当額1万3,000円を、他の扶養親族にかかる手当額と同額まで減額をし、子にかかる手当額を引き上げるものでございます。

それでは、今回の改正でどうなるのか、モデルケースで見たいと思います。

資料3のモデルケース、下の表をごらんください。

30歳の主事、配偶者、子供1人の扶養の場合でございます。年間の給与総額につきましては、改正前が412万6,586円であったものが、改正後は417万5,802円となりまして4万9,216円の差額となります。

また、56歳の課長職で、配偶者と子供2人を扶養の場合、年間給与総額につきましては、改正前が814万9,655円であったものが、改正後は819万7,257円となりまして4万7,602円の差額となります。

全体の影響額といたしましては、給料月額改正で840万2,000円の増、勤勉手当の改正で1,967万円の増となるものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の11ページ、附則でございます。

施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第59号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第12・議案第59号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（佐藤信男君）

議案第59号：愛西市税条例の一部改正について。

愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございませう。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

最初に、愛西市税条例の一部を改正する条例の概要を説明させていただきますので、資料2のほうをごらんください。

第1の改正の理由といたしまして、日本と台湾との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決めが締結されました。

これを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改正されたことに伴い、税条例の一部を改正し、市民税の課税の特例に関する規定を追加するものでございます。

第2の改正の内容でございますが、1つ目で、附則第20条の4では、日本と台湾で課税上の取り扱いが異なる投資事業組合等から支払いを受けた利子等、これを特例適用利子等といいます。または配当等、特例適用配当等という、について、分離課税による所得割として税率3%を課するものでございます。

2つ目で、附則第20条の5では、条の繰り下げ及び字句を整理するものでございます。

第3の施行期日でございますが、平成29年1月1日から施行し、同日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等または特例適用配当等に係る市民税から適用するものでございます。

次に、愛西市税条例の一部改正新旧対照のほうで説明をさせていただきます。

資料1の1ページのほうをごらんください。

附則の第20条の4の第1項につきましては、特例適用利子等についての取り扱いを定めたものであり、他の所得と区分して、市民税の所得割に税率3%を課することを定めたものでございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第2項につきましては、特例適用利子等についての実務上の取り扱いを具体的に定めたものでございます。

第1号では、特例適用利子等の額に係る所得を有する場合の所得控除の適用については、総所得金額等と特例適用利子等の額との合計額から控除することとするものでございます。

第2号では、特例適用利子等の額に係る所得を有する場合の調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額、株式等譲渡所得割額の適用については、総所得金額等に係る所得割額と特例適用利子等の所得割との合計額から控除することとするものでございます。

第3号では、特例適用利子等の額に係る所得を有する場合の所得の計算規定について定めるものでございます。

4ページ、5ページをごらんください。

第4号では、特例適用利子等の額に係る所得を有する場合の個人の市民税の所得割の非課税の範囲については、総所得金額等に特例適用利子等の額を加えた金額で判定することとするものでございます。

附則の第20条の4の第3項につきましては、特例適用配当等についての取り扱いを定めたものであり、他の所得と区分して、市民税の所得割に税率3%を課すものでございます。

第4項につきましては、特例適用配当等の所得を有する場合の申告規定について定めるもので、所得割の計算に当たっては、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の申告書が提出期限もしくは納税通知書が送達されるときまでに提出された場合に適用することとするものでございます。

第5項につきましては、特例適用配当等についての取り扱いを具体的に定めたものであります。

第1号では、特例適用配当等の額に係る所得を有する場合の所得控除の適用については、総所得金額等特例適用配当等の額との合計額から控除することとするものでございます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

第2号では、特例適用配当等の額に係る所得を有する場合、調整控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額、株式等譲渡所得割額の適用については、総所得金額等に係る所得割額と特例適用配当等の所得割との合計額から控除することとするものでございます。

第3号では、特例適用配当等の額に係る所得を有する場合の所得の計算規定について定めるものでございます。

第4号では、特例適用配当等の額に係る所得を有する場合の個人の市民税の所得割の非課税の範囲については、総所得金額等に特例適用配当等の額を加えた金額で判定することとするものでございます。

続きまして、附則第20条の5は、附則第20条の4を第20条の5に改め、条例適用リスト及び条約適用配当等についての取り扱いを定めたものであり、7ページから14ページまで条の繰り下げ及び字句を整理するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、先ほどの概要説明のとおりでございますが、実質の課税は30年度となります。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第13・議案第60号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第60号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表をごらんください。

今回の改正の内容につきましては、先ほどの愛西市税条例の改正と同様に、新たな所得区分といたしまして、附則第15項の次に特定適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を第16項として、また特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を第17項として追加をするものでございます。

恐れ入ります、議案本文へ戻っていただきまして、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受ける特例適用利子等または特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用をするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第61号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第14・議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、議案第61号の説明を申し上げます。

議案第61号：愛西市中央図書館の指定管理者の指定について。

愛西市中央図書館の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日の提出、市長名でございませう。

施設の名称でございませうが、愛西市中央図書館でございませう。指定管理者となる団体でございませうが、愛知県津島市下新田町4丁目135番地、特定非営利活動法人まちづくり津島でございませう。指定管理の期間でございませうが、平成29年4月1日から平成32年3月31日まででございませう。

提案理由といたしまして、愛西市中央図書館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございませう。

議案第61号の資料といたしまして、愛西市中央図書館指定管理者候補者選定結果を添付させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございませう。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第62号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第15・議案第62号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてから、日程第17・議案第64号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第62号から議案第64号までの御説明をさせていただきます。

初めに、議案第62号をごらんいただきますようお願いいたします。

議案第62号：東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございませう。

記といたしまして、1. 施設の名称、東八幡町地域し尿処理施設、2. 指定管理者となる団体、愛西市勝幡町緑町170番地2、東八幡浄化センター、3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございませう。

提案理由といたしましては、東八幡町地域し尿処理施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付する必要があるからでございます。

資料といたしまして、愛西市農業集落排水処理施設等指定管理者候補者選定結果を添付させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、議案第62号につきましては、以上でございますが、以後、議案第63号及び議案第64号についての指定の期間、提案理由及び資料につきましては、同様の内容でございますので、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは続きまして、議案第63号をごらんいただきますようお願いいたします。

議案第63号：西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

西八幡団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、施設の名称、西八幡団地地域し尿処理施設、指定管理者となる団体、愛西市小津町江新田61番地、西八幡団地浄化センター管理組合でございます。

以上でございます。

続きまして最後に、議案第64号をごらんいただきますようお願いいたします。

議案第64号：諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者の指定について。

諸桑団地地域し尿処理施設の指定管理者を下記のとおり指定するものとする。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1. 施設の名称、諸桑団地地域し尿処理施設、2. 指定管理者となる団体、愛西市諸桑町東浦95番地1、諸桑団地浄化センターでございます。

以上で、議案第62号から議案第64号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大島一郎君）

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を11時10分からとさせていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第65号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第18・議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（佐藤信男君）

それでは、議案第65号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、主な内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正額につきましては、歳入歳出それぞれ13億3,743万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ215億2,188万2,000円とするものでございます。

初めに、3ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費では、今回追加補正をお願いいたします経済対策臨時福祉給付金事業1億4,980万1,000円及び企業誘致推進事業7,600万円ですが、翌年度へ繰り越すため繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

第3表の地方債の追加でございますが、小学校トイレ改修事業の起債借入限度額の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定により2億6,021万6,000円を追加計上させていただいております。

続きまして、第11款分担金及び負担金、第2項負担金で、利用者負担の精査に伴い保育所運営費保護者負担金を1,013万2,000円の減額をさせていただいております。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金で、国民健康保険基盤安定事業費の確定により、国民健康保険基盤安定負担金3,501万6,000円を増額させていただいております。

また、障害福祉サービスの利用増に伴い、障害者総合支援給付費負担金5,178万6,000円を増額させていただいております。

同じく国庫負担金で、途中入所者増加に伴い、児童福祉運営費負担金8,736万2,000円を増額させていただいております。

また、母子生活施設入所者の増加により、母子生活支援施設措置費負担金として110万2,000円を増額させていただいております。

放課後等児童デイサービスの利用の増加により障害児通所給付費負担金971万3,000円を増額させていただいております。

続きまして、第2項の国庫補助金で、消費税率引き上げによる影響を緩和するための経済対策臨時福祉給付金事務事業費補助金1億5,247万3,000円増額をさせていただいております。

同じく2項国庫補助金で社会保障・税番号制度システム整備費補助金273万6,000円を計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第14款県支出金、第1項県負担金で、国民健康保険基盤安定事業費の確定により、国民健康保険基盤安定負担金4,113万5,000円増額、また障害福祉サービス利用増により、障害者総合支援給付費負担金2,589万3,000円増額させていただいております。

同じく第1項県負担金で、途中入所増加に伴い、児童福祉運営費負担金4,368万1,000円を増額、また母子生活施設入所者の増加により、母子生活支援施設措置費負担金として55万1,000

円を増額させていただいております。

放課後等児童デイサービスの利用者の増加により、障害児通所給付費負担金485万6,000円を増額させていただいております。

同じく第2項県補助金では、福祉医療の増加に伴い、後期高齢者福祉医療費補助金116万2,000円を増額、子供医療の増加に伴い、子ども医療費補助金79万1,000円を増、また母子父子家庭医療費の増加により、母子父子家庭医療費補助金を316万1,000円増額させていただいております。

第17款繰入金、第2項基金繰入金で、財政調整基金繰入金を3億147万8,000円を減額し、一般財源の収支を図っております。

第18款繰越金で、9月議会に御承認いただきました前年度繰越金9億1,746万3,000円を全額計上させていただきました。

第19款諸収入、第4項受託事業収入で、他市からの受け入れの減少に伴い、受託園児保育所運営費等収入として2,600万1,000円を減額させていただきました。

第5項雑入では、農地集積協力金交付事業返還金として30万円計上させていただきました。

11ページ、12ページをお願いいたします。

同じく第5項雑入では、会計実施検査で過払いが判明したことに伴う返還金として特別保育事業費等補助金返還金を1,559万4,000円計上させていただきました。

第20款市債であります、小学校トイレ改修事業に伴う合併特例債で2,340万円を計上させていただきました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明をいたします。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第2款総務費、第11項基金費の25節積立金で、前年度決算余剰金の2分の1相当額を財政調整基金への積立金として5億880万円を計上させていただきました。

また、減債基金積立金として2億8,823万3,000円計上させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

続きまして、企画政策部長より御説明いたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、各款に及びます人件費の関係を御説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、主に人事異動等に係る給与調整等及び平成28年の人事院勧告によるものでございます。

補正予算書の最終ページになります27ページをお開きいただきたいと思います。

まず、特別職の給与につきましては、人事院勧告によりまして、期末手当の支給月分が0.1月分引き上げになったことによる影響で、給与費が34万2,000円の増額となりました。

議員におかれましても、同じく期末手当の支給月分が引き上げられたことによりまして98万

7,000円の増額となっております。

28ページの一般職の総括について説明をいたします。

補正後の職員数ですが、正職員数456人となりまして、当初予算時と比較しますと8名の減となりました。これは、当初予算編成後8名の退職が主な原因でございます。各課におきましては、給料、職員手当及び共済費で減額が生じております。給料で941万9,000円の減、職員手当で249万3,000円の減、そして共済費で4,703万9,000円の減、合わせまして5,895万1,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。

減額の要因といたしましては、当初予算編成時に算入をしておりました職員の退職、未確定であった共済負担金率の確定、育児休業者の増加や長期化などが影響をしております。

また今年度は、人事院勧告により、給料表及び期末手当の改正を行いました。これに伴う影響は議案58号の資料3のとおりであります。

特別会計につきましては、それぞれの予算書の最終ページに給与費明細書を記載してございます。これらの増減も一般会計と同様の要因でありまして、補正をお願いするものでございます。

人件費の補正の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、健康福祉部長より御説明をいたします。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、健康福祉部所管部分について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、17ページ、18ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の扶助費で、障害者総合支援給付費におきまして前年度に比べ利用者が増加をしたことに伴いまして1億357万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく国民健康保険特別会計への繰出金におきましては、保険基盤安定繰り入れの制度見直しによりまして9,383万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

4目福祉医療費の精神障害者医療と後期高齢者福祉医療におきましては、医療費の増加によりまして、合わせて381万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

一番下、7目臨時福祉給付金費におきましては、新たな経済対策の追加分の給付事業費として、総額で1億5,247万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、1枚はねていただきまして19ページ、20ページをごらんください。

2項児童福祉費、6目福祉医療費の子ども医療と母子・父子家庭医療におきまして、医療費の増加に伴いまして合わせて1,251万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、1枚はねていただきまして21ページ、22ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、受診者数の増加に伴いましてがん検診委託料で498万3,000円の増額補正を、また3目母子衛生費で、前年度精算に係る負担金の返還金として16万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て支援プロジェクト担当部長より御説明いたします。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

それでは、健康福祉部所管のうち児童福祉関連の補正内容について御説明をさせていただきます。

お手数をおかけしますが、お戻りいただきまして、19ページ、20ページをよろしく願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料におきまして、子ども子育て支援交付金返還金90万4,000円、保育対策等促進事業補助金返還金910万8,000円の補正を計上しております。これは5月に実施をされました会計実施検査におきまして、国・県から補助金を過大に支給を受けていたことが判明し、国・県に対し返還金が発生したものでございます。

続きまして、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、施設型給付費1億149万3,000円の増額補正をお願いしております。これは途中入所児童の増加等によりまして施設型給付費の不足見込み分の補正計上をさせていただくものでございます。

4目児童館費、11節需用費におきまして、修繕料49万4,000円の増額補正を計上しております。これは永和児童館の自動火災報知器に不良項目が見つかったため、修繕をさせていただくものでございます。

5目母子福祉費、20節扶助費におきまして、母子生活支援施設入所者扶助費220万5,000円の増額補正をお願いしております。これは母子生活施設入所が当初の見込みより増加をしたため、給付費の不足見込み分の補正計上をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願います。

続きまして、産業建設部長より御説明申し上げます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、産業建設部所管に関するものについて御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお願いいたします。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、23節償還金、利子及び割引料におきましては、30万円の補正をお願いしております。この補正につきましては、昨年度農地の所有者が農地中間管理機構と契約し、貸し付けた農地の一部を解約したことに伴い、補助金の返還をするためのものであります。

続きまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

5目農業土木費、19節負担金、補助及び交付金におきましては、6,680万2,000円の補正をお願いしております。この補正につきましては、国の第2次補正により県営事業に対しての追加補助に伴い、お願いをするものであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、13節委託料におきましては、260万円の補正をお願いしております。この補正につきましては、主要地方道あま愛西線と市道12号線が交差する南河田交差点の北側に、大型車両が交差点の南側に直進で進入しやすいよ

うに一部既設道路を利用した道路を建設するための測量調査等委託料をお願いするものであります。

次に、3項都市計画費、1目都市計画総務費、15節工事請負費におきましては、3,086万円の補正をお願いしております。この補正につきましては、工業団地内の開発道路等の変更に伴い設計変更がありましたので、道路変更に伴いボックスカルバートなどの延長が延びたことによるものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

次は、教育部長より御説明を申し上げます。

**○教育部長（石黒貞明君）**

私からは教育部所管に関するものについて御説明申し上げます。

恐れ入ります、25ページ、26ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、8節報償費におきまして20万7,000円の増額補正をお願いしております。これは本年5月にインドネシアからの児童が八輪小学校に入学されたことに伴いまして、スクールサポートの人員を1人増員したため、予算不足になるため補正をお願いするものでございます。

以上で平成28年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第19・議案第66号（提案説明）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第19・議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

それでは、議案第66号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

本文第1条にございますとおり、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,932万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,364万5,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,415万9,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

恐れ入ります、6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入におきまして、先ほど一般会計の補正予算の説明でも申し上げましたが、保険基盤安定繰り入れの制度見直しによる影響といたしまして、1款国民健康保険税で6,433万4,000円の減額補正を、そして8款繰入金で9,383万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出におきましては、2款保険給付費におきまして、一般の療養給付費と高額療養費が伸びておりまして、それに伴い、合わせて1億7,452万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、9款基金積立金におきましては、準備基金への積み立てといたしまして2億2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

11款諸支出金におきまして、前年度精算に係る返還金といたしまして、合わせて4,250万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

このほか人事院勧告と人事異動に伴う人件費の増減をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・議案第67号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第20・議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、議案第67号：平成28年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

こちら本文第1条にございますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ183万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億784万7,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ841万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,012万9,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目国庫交付金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金410万9,000円を財源といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の19節におきまして、居宅介護事業所へのプリンター整備として318万2,000円、介護ロボット導入支援として92万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

このほか人事院勧告と人事異動に伴う人件費の増減をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第68号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

御苦労さまです。

次に、日程第21・議案第68号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第68号の御説明をさせていただきます。

議案第68号：平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,678万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。本日提出、市長名でございます。

補正の内容でございますが、まず歳出につきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

人件費として給料など403万4,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、この4月の人事異動及び人事院勧告に伴うものでございます。

次に、歳入につきまして、戻っていただきまして6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計から403万4,000円を繰り入れるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第69号（提案説明）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第22・議案第69号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（横井一夫君）

それでは、議案第69号の御説明をさせていただきます。

議案第69号：平成28年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度愛西市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。本日提出、市長名でございます。

おめくりいただきまして、第1表繰越明許費、3款公共下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道施設建設事業、金額3億9,200万円でございます。これにつきましては、今回平成28年度国土交通省関係の第2次補正予算にかかります社会資本整備総合交付金の

1億3,000万円の追加交付を受けまして、施行等に当たり相当期間を要し、年度内に施行等が終わらない見込みであるところから、公共下水道建設費の繰越明許費を設定させていただくものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第23・請願第1号及び日程第24・請願第2号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第23・請願第1号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願について、並びに日程第24・請願第2号：若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○11番（河合克平君）

では、請願第1号、第2号について、提案の説明をさせていただきます。

まず請願団体といたしまして、第1号についてですが、請願団体につきましては、全日本年金者組合愛知県本部愛西北支部から請願をいただいております。

また支部長名として、第1号につきまして、愛西市須依町元屋敷145-5の水野壽里様より請願をいただいております。

紹介議員といたしましては、私、河合克平が行う予定であります。

内容といたしまして、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願書ということで、請願趣旨及び請願事項については、読み上げて提案をさせていただきます。

厚生労働省は、賃金2.3%上昇を受け平成26年4月に初めて「マクロ経済スライド」を適用し、年金を0.9%（調整率）減額いたしました。

ことは物価が0.1%上昇したにもかかわらず、賃金が0.2%下降したため適用されませんでした。しかし、物価上昇に伴い年金は実質低下となり、消費税の増税と物価上昇、医療・介護保険料の値上げと窓口負担の増加で食生活さえも切り詰めなければならない状態に追い込まれています。

若者たちの中では非正規労働者が約40%と大幅に増加し、年収200万円以下の生活を余儀なくされています。「国民年金」の未納付率は36%を超え、将来の生活設計すら成り立たない状況であります。

政府・厚生労働省は、貧困化する国民生活を省みず、これまでの「マクロ経済スライド」をさらに改悪し、今後年金を30年間も切り下げ続けようとしておるのであります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心して生活できることを望み、まちづくりに貢献できることを願っています。

つきましては、別紙のとおり年金問題にかかわる私たちの切実な要求である事項について、意見書を採択し、地方自治法99条に基づいて、国会または政府関係省庁に送付されるよう請願をいたします。

- 記、請願事項といたしまして、1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。  
2. 年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。  
3. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。  
4. 年金の支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、4点の請願で項目になります。よろしく願いいたします。

また、請願第2号につきましては、請願団体が違っております。

請願団体は、全日本年金者組合愛知県本部佐屋支部、愛西市佐屋町の塩月幸男さんから請願をいただいております。

紹介議員は、私、河合克平です。

請願内容につきましては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願書。

請願趣旨及び請願事項については、請願第1号と同様になっております。

以上、提案をいたします。よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・請願第3号及び日程第26・請願第4号（提案説明）

##### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第25・請願第3号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願について、並びに日程第26・請願第4号：年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

##### ○11番（河合克平君）

では続きまして、請願の第3号、第4号について提案をさせていただきます。

まず、第3号につきましては、請願団体といたしまして、全日本年金者組合愛知県本部愛西北支部の水野壽里様より請願をいただいております。

紹介議員は、私、河合克平です。

内容につきましては、読み上げて報告をさせていただきます。

年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願書について。

請願趣旨につきましては、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）は、2015年度の赤字額5兆3,000億円余りに引き続き、2016年4月から6月にかけての赤字額5兆2,342億円を発表いたしました。

安倍自公政権は、アベノミクスの成長戦略の一環として、14年10月、年金積立金の株式運用（国内・国外）を従来の24%から50%に拡大をいたしました。

国民の貴重な財産である年金積立金は、安全、確実に運用すべきであり、乱降下する株式運用は諸外国でも厳しく制限されており、政策的な誤りと言わざるを得ません。

G P I Fは短期的な運用損は年金額に影響されないと説明していますが、運用損が続いた場合、安倍首相が2015年2月の衆院予算委員会で説明した「想定利益が出ないなら当然支払いに影響する。給付に耐える状況にない場合は、給付で調整するしかない」との認識が現実とな

り、将来の年金額の減額や現役の保険料の引き上げにつながる懸念は拭えません。

年金は、高齢者の生活を支える大切な糧であり、地域経済の活性化を図る重要な財源でもあります。年金積立金は生活安定に活用し、その運用の改善を強く求めるものであります。

年金積立金の運用と改善に関する私たちの切実な要求である下記事項について意見書を採択していただき、地方自治法99条に基づき、国会または政府関係省庁に送付いただけるよう請願をいたします。

請願事項といたしまして、1. 現行の株式運用を厳しく制限してください。

2. 国民年金の給付率は63.4%であり、とりわけ若者たちの給付率向上のために非正規労働者を正規労働者として社会保険制度への加入を促進し、将来の無年金者、低年金者をなくして安定した生活ができるよう制度改善を行ってください。

3. 生活保護制度以下の低年金で生活する高齢者の生活向上に国庫負担を大幅にふやし「最低保障年金制度」の確立を直ちに実施をしてください。

以上、3つの請願事項であります。

また、請願第4号といたしまして提案されておりますが、請願団体が別となっております。

全日本年金者組合愛知県本部佐屋支部、請願者は、代表は塩月幸男さん。

紹介議員は、私、河合克平です。

年金積立金管理運用独立行政法人の改善見直しを求める請願書。

請願趣旨及び請願事項については、請願第3号と同様となっております。

以上、提案させていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第27・請願第5号及び日程第28・請願第6号（提案説明）

### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第27・請願第5号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願について並びに日程第28・請願第6号：後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願については、同一内容、同一趣旨でありますので、一括議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明を願いたいと思います。

### ○11番（河合克平君）

では、提案をさせていただきますが、その前に先立ち、前回の第3号の提案のときに請願項目の第2番目の請願項目で、若者たちの納付率の向上というところを給付率の向上ということの間違っておりましたので、それについて訂正をさせていただきます。

では、第5号について提案をさせていただきます。

請願第5号、請願団体は、全日本年金者組合愛知県本部愛西北支部の水野壽里さんです。

紹介議員は、河合克平、私がいたします。

後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願書。

請願趣旨及び請願事項については、読み上げて提案をさせていただきます。

また、きょうの中日新聞では、同様の内容が載っておりましたので参考にしていただければと思います。

請願趣旨。後期高齢者医療制度の「保険料軽減特例措置」を段階的に縮小して本則に戻す方針を厚生労働省が打ち出しをいたしました。

この保険料軽減特例措置は、75歳以上の被保険者の6割に近い916万人が対象となっております。このことは、75歳上の高齢者、65歳以上の障害者という年齢階層がいかにかに低所得、低年金であるかという実態を示しております。

この特例は激変緩和措置として導入されておまして、廃止されると、9割減額の方は7割減額へとなり、保険料は3倍にはね上がります。さらに、健康保険の被扶養者から後期高齢者医療制度に移る人は現在の9割減額の適用を受けていますが、この特例措置がなくなると資格取得2年以内の方では保険料は5倍に、資格取得3年を超える人はケースによっては10倍になる人も出てまいります。

後期高齢者医療制度は、改定のたびに引き上げられる保険料と、病院での窓口負担は増加し、年金が切り下げられる中で高齢者の生活を圧迫しております。保険料軽減特例を継続し、恒久的な制度とすることを強く求めます。

つきましては、私たちの切実な要求の保険料軽減特例を継続する意見書を採択し、地方自治法99条に基づいて、政府関係省庁に送付されるよう請願をいたします。

請願事項といたしまして、1. 国に対し、後期高齢者の保険料軽減特例の段階的廃止を中止し、予算措置の継続を求める意見書を提出してください。

続きまして、請願第6号です。

請願団体としまして、全日本年金者組合愛知県本部佐屋支部、請願者代表は塩月幸男さん。紹介議員は、私、河合克平です。

後期高齢者の保険料軽減特例継続を求める意見書の提出を国に求める請願書。

請願の趣旨、請願事項については、請願第5号の内容と同一になっておりますので、よろしくをお願いします。

以上、説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第29・諮問第4号及び日程第30・諮問第5号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第29・諮問第4号及び日程第30・諮問第5号の：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第4号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名です。

記といたしまして、氏名、山田善照。

諮問の理由といたしましては、この諮問をするのは、任期が平成28年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、諮問第5号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出、市長名です。

記といたしまして、氏名、近藤裕重。

諮問の理由といたしましては、任期が平成28年12月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、諮問第4号及び諮問第5号につきましては、同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。諮問第4号及び諮問第5号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、諮問第4号及び諮問第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第4号及び諮問第5号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

諮問第4号を適任することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ありがとうございます。

起立全員であります。よって、諮問第4号は適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

諮問第5号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

ありがとうございました。

起立全員であります。よって、諮問第5号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月6日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午前11時57分 散会